

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年4月28日

【発行者の名称】 スウェーデン地方金融公社
(Kommuninvest i Sverige Aktiebolag (publ))

【代表者の役職氏名】 カロリーナ・モーリン
(Karolina Molin)
上席ドキュメンテーション・マネージャー
(Senior Documentation Manager)
ヨナス・スベンソン
(Jonas Svenson)
上席ドキュメンテーション・マネージャー
(Senior Documentation Manager)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1025

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 債券

【発行登録書の内容】

提出日	2020年7月3日
効力発生日	2020年7月12日
有効期限	2022年7月11日
発行登録番号	2 - 外債1
発行予定額又は発行残高の上 限	発行予定額 8,000億円
発行可能額	756,037,396,200円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書は、発行登録追補書類提出日以後申込みが確定する
ときまでの間に提出されているため、発行登録の効力は停止しない。

【提出理由】 発行登録書に一定の記載事項を追加するため、本訂正発行登録書を提
出するものである。訂正内容については、以下を参照のこと。

【縦覧に供する場所】 該当なし

【訂正内容】

第一部【証券情報】

以下の記載が、発行登録書の「第一部 証券情報」の見出しと「第1 募集要項」の見出しの間に追加・挿入される。

<スウェーデン地方金融公社 2026年5月12日満期 期限前償還条項付 ユーロ・ストックス50[®]連動デジタルクーポン 円建債券に関する情報>

第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし。

第2【売出債券に関する基本事項】

以下に記載するもの以外については、本債券に関する「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。
本書中の未定の事項は2021年5月中旬頃に決定する。

1【売出要項】

売出人

会社名	住所
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 四国アライアンス証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 愛媛県松山市三番町五丁目10番地1

売出債券の名称	スウェーデン地方金融公社 2026年5月12日満期 期限前償還条項付 ユーロ・ストックス50 [®] 連動デジタルクーポン 円建債券 (以下「本債券」という。)(注1)		
記名・無記名の別	無記名式	券面総額	(未定)円(注2)
各債券の金額	100万円(注3)	売出価格	額面金額の100.00%

売出価格の総額	(未定)円 (注2)	利率	() 2021年5月27日(当日を含む。)から 2021年8月12日(当日を含まない。)まで の期間:年(未定)%(年1.00%以上年 4.20%以下を仮条件とする。) () 2021年8月12日(当日を含む。)から 償還期限または(場合により)期限前償 還日(いずれも当日を含まない。)まで の期間: (イ) 評価日の評価価格が基準価格以上の 場合 年(未定)%(年1.00%以上年 4.20%以下を仮条件とする。) (ロ) 評価日の評価価格が基準価格未満の 場合 年0.10% (注2)(注4)
償還期限	2026年5月12日 (注5)	売出期間	2021年5月20日から 2021年5月26日まで(注6)
受渡期日	2021年5月27日 (注6)		
申込取扱場所	売出人および登録金融機関(以下に定義される。)各々の日本における本店および各支店 (注8)		

(注 1) 本債券は、スウェーデン地方金融公社(以下「発行者」または「公社」という。)により、発行者のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム(以下「ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム」という。)に基づき、2021年5月26日(以下「発行日」という。)(注6)に発行される。本債券が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注 2) 上記の券面総額および売出価格の総額は、ユーロ市場で発行される本債券の券面総額と同額である。

本債券の券面総額および売出価格の総額は、上記仮条件に基づく本債券の需要状況を勘案した上で決定される。上記仮条件は、市況により変更されることがある。また、利率は仮条件の範囲外となる可能性がある。

(注 3) 期限前償還されない場合、本債券は、観察期間中の対象株価指数の動きにより、額面金額の100%または額面金額×最終評価価格÷当初価格により計算される円貨額により償還される。下記「3 償還の方法 (1) 満期における償還」を参照のこと。本注3において使用される用語は「2 利息支払の方法」および「3 償還の方法」において定義されている。

(注 4) 本債券の付利は、2021年5月27日(当日を含む。)から開始する。「利率」において使用される用語は「2 利息支払の方法」および「3 償還の方法」において定義される。

(注 5) 本債券は、各期限前償還判定日の対象株価指数終値により、該当する期限前償還日に額面金額により償還されることがある。下記「3 償還の方法 (2) 期限前償還」を参照のこと。なお、その他の期限前償還については下記「3 償還の方法 対象株価指数の廃止/計算方法の変更」、「6 債券の管理会社の職務」および「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税 ロ。」を参照のこと。本注5において使用される用語は「3 償還の方法」において定義される。

(注 6) 発行者の格付の変更や金融市場の重大な変動等またはその他一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

(注 7) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。

なお、発行者は、本書日付現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」という。)からAaaの長期発行体格付を、また、S&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。)からAAAの長期発行体格付を、それぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行者により発行される個別の債券に適用されるものではない。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

(注 8) 売出人は、金融商品仲介を行う登録金融機関（以下「登録金融機関」という。）に、本債券の売出しの取扱いの一部を委託している場合がある。

本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が、売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から直接または登録金融機関を通じて申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われない。

(注 9) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、合衆国人の計算で、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）（以下「合衆国内国歳入法」という。）および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

売出しの委託契約の内容

該当なし。

債券の管理会社

債券の管理会社は任命されていない。ただし、以下の主支払代理人が任命されている。

本債券の主支払代理人（以下「主支払代理人」という。）

会社名	住所
シティバンク・エヌ・エイ、 ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch)	連合王国 ロンドン E14 5LB カナリー・ワーフ、 カナダ・スクエア、シティグループ・センター (Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

振替機関

該当なし。

財務上の特約

担保設定制限については、下記「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。

期限の利益喪失特約については、下記「6 債券の管理会社の職務」を参照のこと。

本債券の投資に伴う主要なリスクとご留意事項

本債券への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、以下に記載される主要なリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報および本債券に関する情報に照らし、必要に応じて本債券が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討された後に投資判断を行うべきである。

ただし、以下の記載は本債券に関連するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

1. リスクについて

(1) 元本毀損リスク

満期償還の場合、本債券の償還金額は、最終評価日（下記「3 償還の方法」において定義される。）に有効な対象株価指数によって決定される。この場合、本債券に対する投資金額を全額回収することができない可能性が生じる。

(2) 利率変動リスク

本債券の利率は、2021年8月12日の利払日（下記「2 利息支払の方法」において定義される。）に支払われる利息については固定利率が適用されるが、2021年11月12日以降の各利払日については、対象株価指数より変動する利率が適用される。

(3) 償還期限に関するリスク

本債券の利息は、期限前償還日以後発生しない。このため期限前償還により、本債券の所持人（以下「本債権者」という。）は当初期待した利回りを得られない可能性がある。

(4) 再投資リスク

期限前償還された場合、その償還金額や利息をその時点での一般実勢レートで再投資しても、本債権者は、本債券の投資利回りと同等の利回りが得られない可能性がある。

(5) 流動性リスク

本債券の活発な流通市場は確立されていない。発行者、売出人およびそれらの関係会社等は現在、本債券を流通市場に流通させることは意図しておらず、本債券を買取る義務も負わない。このため、本債権者は、本債券を償還前に売却できない場合がありうる。

また、たとえ本債券を売却できたとしても、こうした流動性の低さは本債券の中途売却価格を低下させる要因になりうる。このため、その売却価格が投資金額を著しく下回る可能性がある。

(6) 信用リスク

発行者または保証人の財務・経営状況の悪化により、本債券の利息または償還金額の支払がその支払期日に遅延する可能性、または支払われない可能性がある。また、発行者または保証人の財務・経営状況の悪化またはこれに伴う外部評価の変化が、償還期限前における本債券の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

一般的に、発行者または保証人への信用格付は、発行者または保証人の債務支払能力を示すものとされるが、当該格付はすべての潜在的リスクを反映していない可能性がある。また当該格付は格付機関により、いつでも変更または取下げられる可能性がある。

(7) 価格変動リスク

本債券の評価価値および売却価格は、以下に掲げる様々な要因の影響を受ける。また、かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を打ち消す可能性がある。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本債券の価格への影響を例示した。

対象株価指数

本債券の満期償還金額（下記「3 償還の方法」において定義される。）、利率（初回利払日を除く。）および期限前償還の有無は対象株価指数によって決定される。一般的に、対象株価指数が上昇すると、本債券の価値は上昇し、対象株価指数が下落すると、本債券の価値は下落することが予想される。

金利

本債券は円建であるため、円金利の変動は本債券の価値に影響を与える。一般的に、本債券の価値は、円金利が低下すると上昇し、円金利が上昇すると下落すると予想される。

予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される指数の変動の幅と頻度を表わす。対象株価指数、金利などの予想変動率の変動が本債券の価値に悪影響を与えることがある。

信用力および信用格付

本債券の価値は、発行者または保証人の信用に対する投資家の評価により影響を受けると予想される。通常、かかる投資家の認識は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。このため、発行者または保証人に付与された格付が低下すると、本債券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。また、当該格付に変更がなされなくても、発行者または保証人の経営・財務状況の悪化やその予想が、本債券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

期限前償還判定日

期限前償還判定日の前後で本債券の価値が変動する可能性が高い。また、期限前償還判定日に期限前償還されないことが決定した場合は本債券の価値が下落する傾向があるものと予想される。

2.ご留意事項について

(1) 本債券の価格に影響を与える市場活動

発行者、売出人またはそれらの関係会社もしくはオプション提供者等は、通常業務の一環として、自己勘定で取引するディーラーとして、また、顧客の代理人として、その業務遂行上あるいは発行者の本債券にもとづく支払債務をヘッジする目的で、対象株価指数の各構成銘柄および対象株価指数先物・オプションの売買またはそれらに関連する通貨スワップ、通貨先物取引を随時行うことがある。このような取引、ヘッジ活動およびヘッジの解消は、本債券の発行条件、利率、期限前償還の発生、満期償還金額等を決定する際の対象株価指数、また本債券の評価価値および売却価格に影響し、結果的に本債権者に不利な影響を及ぼす可能性がある。

(2) 租 税

将来において、本債券について課税上の取扱いが変更されることがある。現行法上の取扱いに関しては本書に記載されているが、詳細に関しては、会計士や税理士等の専門家に確認することがのぞましい。

2【利息支払の方法】

各本債券の利息は、下記「適用利率の決定」の記載に従い決定される利率（年率）で、2021年5月27日（以下「利息起算日」という。）（当日を含む。）からこれを付し、2021年8月12日をはじめとし、満期償還日（下記「3 償還の方法（1）満期における償還」において定義される。）を最終回とする毎年2月12日、5月12日、8月12日および11月12日（以下それぞれ「利払日」という。）に、利息起算日または直前の利払日（当日を含む。）から当該利払日（当日を含まない。）までの期間（以下それぞれ「利息期間」という。）について日本円で後払いされる。

適用利率の決定

各利息期間に適用される利率および各利払日に支払われる額面金額100万円の各本債券につき支払われる利息額（1円未満を四捨五入する。）は、計算代理人（以下に定義される。）の単独の裁量により以下に従って決定される。

(1) 固定利率：2021年5月27日（当日を含む。）から2021年8月12日（当日を含まない。）までの期間（以下「固定利息期間」という。）については、年（未定）%。すなわち、額面金額100万円の各本債券につき、2021年8月12日に、その日（当日を含まない。）までの利息として、（未定）円が後払いされる。

(2) 変動利率：2021年8月12日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの期間（以下「変動利息期間」という。）については、2021年11月12日を初回とし満期償還日を最終回とする利払日（以下「変動利払日」という。）に、各変動利払日（当日を含まない。）までの3ヶ月間の期間についての利息が後払いされる。変動利息期間中の各利息期間に適用される利率および各変動利払日に支払われる額面金額100万円の各本債券の利息額は、計算代理人の単独の裁量により以下に従って決定される。

() 関連する利払日直前の評価日（以下に定義される。）における評価価格が基準価格と等しいかそれを上回る場合、当該利払日（当日を含まない。）に終了する利息期間に適用される利率は、年（未定）%とし、各利払日に額面金額100万円の各本債券につき、（未定）円が支払われる。

() 関連する利払日直前の評価日における評価価格が基準価格を下回る場合、当該利払日（当日を含まない。）に終了する利息期間に適用される利率は、年0.10%とし、各利払日に額面金額100万円の各本債券につき、250円が支払われる。

利払日が営業日（以下に定義される。）でない場合には、当該利払日は翌営業日とする。なお、いかなる場合にも当該利払日に支払われるべき利息額について調整は行われない。

「営業日」とは、東京、ロンドンおよびニューヨーク市において商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行い、一般業務（外国為替取引および外貨建預金を含む。）を行っている日をいう。

利息期間以外の期間についての利息を計算する必要がある場合、当該利息は、各本債券の額面金額に適用される利率（年利）を乗じて得られた金額に、当該期間の日数（当該期間の初日（当日を含む。）から当該支払期日（当日を含まない。）までの日数（かかる日数は1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日に基づく。））を乗じて360で除した額（1円未満は四捨五入または市場慣行に従い計算される。）とする。

各本債券はその償還の日以降は利息を付さない。ただし、元金の支払が不当に留保または拒絶された場合はこの限りではない。かかる場合本債券には、（ ）当該本債券につき支払われるべき全額の支払がなされた日、または（ ）かかる支払を行うために必要な資金を主支払代理人または（場合により）支払代理人（下記「4 元利金支払場所」に定義される。）が受領し、その旨が下記「10 公告の方法」に従って通知された日の5日後の日、のいずれか早い方の日まで継続して利息が発生する。

本「2 利息支払の方法」および下記「3 償還の方法」において以下の用語は以下の意味を有する。

「関係取引所」とは、ユーレックスもしくはその承継者またはユーロ・ストックス50[®]インデックスに関する先物またはオプション取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場システム（ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所もしくは相場システムにおけるユーロ・ストックス50[®]インデックスに関する先物またはオプション契約に関して元の関係取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。

「基準価格」とは、当初価格の80%（必要に応じて小数第3位を四捨五入する。）をいう。

「計算代理人」とは、（未定）またはその承継人をいう。

「構成株式銘柄」とは、計算代理人により決定される対象株価指数に含まれる株式またはその他構成株式銘柄をいう。これに関連する表現についても上記定義に従って解釈される。

「市場混乱事由」とは、

以下のいずれかに該当する場合をいう。

1 () (x) 当該構成株式銘柄が主に取引されている取引所（以下に定義される。）に関して、評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点で、計算代理人が重大であると判断するいずれかの構成株式銘柄に関する取引障害が発生もしくは存在していること、(y) 当該構成株式銘柄が主に取引されている取引所に関して、評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点で、計算代理人が重大だと判断するいずれかの構成株式銘柄に関する取引所障害が発生もしくは存在していること、もしくは(z) いずれかの構成株式銘柄に関する早期終了であって、() 当該すべての構成株式銘柄のうち、取引障害、取引所障害もしくは早期終了が発生もしくは存在しているものが、対象株価指数の水準の20%以上を構成していること。

2 対象株価指数に関する先物またはオプション契約につき、関係取引所に関して評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点で、計算代理人が重大だと判断する() 取引障害もしくは() 取引所障害が発生もしくは存在していること、または() 対象株価指数に関する先物またはオプション契約につき、早期終了が発生もしくは存在していること。

いずれかの時点で対象株価指数に関する市場混乱事由が生じているか否かを決定するにあたり、市場混乱事由がその時点で構成株式銘柄に関して生じている場合、対象株価指数の水準に対するかかる構成株式銘柄の関連寄与率は、(x) かかる構成株式銘柄が対象株価指数の水準に寄与している部分と(y) 包括的な対象株価指数の水準との対比に基づくものとする。いずれも、かかる市場混乱事由の発生直前の水準とする。

「障害日」とは、

() スポンサー（以下に定義される。）が対象株価指数の水準を公表することができない（ただし、計算代理人がその単独かつ完全な裁量により、かかる事由が対象株価指数の中断（下記「対象株価指数の廃止 / 計算方法の変更」に定義される。）の発生を生じさせると判断する場合を除く。）、() 関係取引所がその通常取引セッションの間に取引を開始できない、または() 市場混乱事由が生じている取引所営業日をいう。

かかる場合において、計算代理人は、発行者および主支払代理人に対し、その状況下で実務上合理的に可能な限り速やかに、障害日でなければ条件設定日（以下に定義される。）、評価日、ロックイン事由判定日（下記「3 償還の方法」において定義される。）、期限前償還判定日または最終評価日であった日に、障害日の発生について通知する。計算代理人の障害日の発生の前記当事者への通知の懈怠は、障害日の発生および効果の有効性に影響しない。ただし、これは、計算代理人の前記当事者への通知義務を減免するものではない。

- 「条件設定日」とは、
2021年5月27日をいう。条件設定日が障害日である場合は、当該条件設定日はその直後の障害日でない取引所営業日とする。ただし、かかる条件設定日に引続く2取引所営業日の各日が障害日である場合はこの限りでない。かかる場合には、()当該2取引所営業日目を、当該日が障害日であることに拘わらず条件設定日とみなし、また()計算代理人は、対象株価指数に組み込まれている各株式銘柄の当該2取引所営業日目の評価時刻現在の取引所の取引価格もしくは相場価格（障害日を生じさせる事由が当該2取引所営業日目に関連構成株式銘柄に関して生じている場合、当該2取引所営業日目の評価時刻現在の関連構成株式銘柄の価値の誠実な推測値）を使用して、最初の障害日の発生の直前に有効だった対象株価指数を算出するための計算式および方法に従い、当該2取引所営業日目の対象株価指数終値を決定する。
- 「スポンサー」とは、
ストックス・リミテッド（以下「ストックス社」という。）またはユーロ・ストックス50[®]インデックスに関連する規則、手続ならびに計算および調整の方法（もしあれば）の設定および検討に責任を負い、かつユーロ・ストックス50[®]インデックスの水準を各取引所営業日の間に定期的に（直接または代理人を通して）公表するその他の会社をいう。
- 「早期終了」とは、
構成株式銘柄に関する取引所または関係取引所における取引日の予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、()当該取引日のかかる取引所もしくは（場合により）関係取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と()当該取引日の関連する評価時刻における執行のために取引所もしくは関係取引所システムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに取引所もしくは（場合により）関係取引所が発表している場合を除く。
- 「対象株価指数」とは、
ユーロ・ストックス50[®]インデックス（詳細については、下記「ユーロ・ストックス50[®]インデックスに関する情報」を参照のこと。）をいう。
- 「対象株価指数終値」とは、
計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定するある日の評価時刻現在の対象株価指数水準（以下に定義される。）をいう。
- 「対象株価指数水準」とは、
スポンサーにより計算および公表され、計算代理人により決定される対象株価指数の水準をいう。ただし、下記「対象株価指数の訂正」および「対象株価指数の廃止 / 計算方法の変更」の規定に従う。なお、計算代理人により決定される数値については、小数第3位を四捨五入する。
- 「当初価格」とは、
条件設定日における対象株価指数終値をいう。
- 「取引所」とは、
各構成株式銘柄について、計算代理人が決定する当該構成株式銘柄の取引が主に行われている主要な証券取引所もしくはその承継者または当該構成株式銘柄の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場システム（ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所もしくは相場システムにおける当該構成株式銘柄に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。
- 「取引障害」とは、
()いずれかの構成株式銘柄について当該構成株式銘柄に関する取引所において、または()関係取引所における対象株価指数に関する先物もしくはオプション契約に関して、当該取引所または関係取引所その他が許容する制限を超える株価変動を理由とするか否かを問わず、当該取引所または関係取引所その他により課せられた取引の停止または制限をいう。
- 「取引所営業日」とは、
()スポンサーが対象株価指数の水準を公表し、かつ()関係取引所においてその通常取引セッションにおいて取引が行われる日をいう。

- 「取引所障害」とは、市場参加者が全般的に()取引所における当該構成株式銘柄に関する構成株式銘柄、または()関係取引所において、対象株価指数に関する先物もしくはオプション契約の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、または毀損すると計算代理人が判断した事由(早期終了を除く。)をいう。
- 「取引日」とは、()スポンサーが対象株価指数の水準を公表し、かつ()関係取引所においてその通常取引セッションにおいて取引が行われる取引所営業日をいい、関係取引所が予定終了時刻よりも早く終了する取引所営業日を含む。
- 「評価価格」とは、評価日における対象株価指数終値をいう。
- 「評価時刻」とは、()早期終了、取引所障害または取引障害が、(x)いずれかの構成株式銘柄に関して発生しているか否かを決定する目的においては、かかる構成株式銘柄の取引所の予定終了時刻(ただし、当該取引所がその予定終了時刻より早く取引を終了している場合には、実際の終了時刻が評価時刻とみなされる。)をいい、(y)対象株価指数に関する先物もしくはオプション契約に関して発生しているか否かを決定する目的においては、関係取引所における取引の終了時刻をいい、()その他のあらゆる状況においては、スポンサーによって対象株価指数の公式の終値が計算され、公表される時刻をいう。
- 「評価日」とは、2021年11月12日以降の各利払日または変動利息期間に関連するその他の利息の支払期日(疑義を避けるために言えば、下記「対象株価指数の廃止/計算方法の変更」に記載の対象株価指数調整事由の発生による償還、下記「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税 ロ。」に記載の早期償還および下記「6 債券の管理会社の職務」に記載の債務不履行事由の発生による償還に基づく利息の支払期日が含まれる。)に関し、かかる利払日またはその他の利息の支払期日の10取引所営業日前の日をいう。評価日が障害日である場合は、評価日はその直後の障害日でない取引所営業日とする。ただし、予定された評価日に引続く2取引所営業日の各日が障害日である場合はこの限りでない。かかる場合には、()当該2取引所営業日目を、当該日が障害日であることに拘わらず評価日とみなし、また()計算代理人は、対象株価指数に組み込まれている各株式銘柄の当該2取引所営業日目の評価時刻現在の取引所の取引価格もしくは相場価格(障害日を生じさせる事由が当該2取引所営業日目に関連構成株式銘柄に関して生じている場合、当該2取引所営業日目の評価時刻現在の関連構成株式銘柄の価値の誠実な推測値)を使用して、最初の障害日の発生の直前に有効だった対象株価指数を算出するための計算式および方法に従い、当該2取引所営業日目の対象株価指数終値を決定する。
- 「予定終了時刻」とは、取引所または関係取引所ならびに取引所営業日に関し、取引所営業日における取引所または関係取引所の週日の予定終了時刻をいう。時間外または通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。

3【償還の方法】

(1) 満期における償還

各本債券は、償還期限前に償還または買入消却されない限り、2026年5月12日(以下「満期償還日」という。)に、額面金額100万円の各本債券につき、以下に従い計算代理人がその単独の裁量で計算する金額(以下「満期償還金額」という。)にて償還される。満期償還日が営業日にあたらぬ場合には、翌営業日を満期償還日とする。なお、かかる満期償還日の調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整は一切なされない。

- (イ) ノックイン事由(以下に定義される。)が発生しなかった場合、満期償還金額は、額面金額100万円の各本債券につき100万円となる。
- (ロ) ノックイン事由が発生し、かつ最終評価価格が当初価格以上となった場合、満期償還金額は、額面金額100万円の各本債券につき100万円となる。
- (ハ) ノックイン事由が発生し、かつ最終評価価格が当初価格を下回った場合、満期償還金額は、額面金額100万円の各本債券につき以下の算式に従って計算される金額となる。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終評価価格}}{\text{当初価格}}$$

ただし、()満期償還金額は1円未満を四捨五入し、()0円を下回ることはないものとする。

満期償還金額が決定され次第、計算代理人は実務上可能な限り速やかに発行者および主支払代理人に対して通知する。その後、主支払代理人は実務上可能な限り速やかに下記「10 公告の方法」に従って本債権者に対して通知する。本書中において、下記の用語は、それぞれ以下の意味を有する。

- 「観察期間」とは、条件設定日の直後の取引所営業日(当日を含む。)から最終評価日(当日を含む。)までの期間をいう。
- 「最終評価価格」とは、最終評価日における対象株価指数終値をいう。
- 「最終評価日」とは、満期償還日の10取引所営業日前の日をいう。最終評価日が障害日である場合は、最終評価日はその直後の障害日でない取引所営業日とする。ただし、予定された最終評価日に引続く2取引所営業日の各日が障害日である場合には、()当該2取引所営業日目を、当該日が障害日であることに拘わらず最終評価日とみなし、また()計算代理人は対象株価指数に組み込まれている各株式銘柄の当該2取引所営業日目の評価時刻現在の取引所の取引価格もしくは相場価格(障害日を生じさせる事由が当該2取引所営業日目に関連構成株式銘柄に関して生じている場合、当該2取引所営業日目の評価時刻現在の関連構成株式銘柄の価値の誠実な推測値)を使用して、最初の障害日の発生直前に有効だった対象株価指数を算出するための計算式および方法に従い、当該2取引所営業日目の対象株価指数終値を決定する。
- 「ノックイン価格」とは、当初価格の60%(小数第3位を四捨五入する。)をいう。
- 「ノックイン事由」とは、ノックイン事由判定日に、対象株価指数水準がノックイン価格と等しいかまたはそれを下回ったと計算代理人がその単独の裁量により決定した場合に発生したとみなされる。
- 「ノックイン事由判定日」とは、対象株価指数および観察期間につき、観察期間中で障害日でない各取引所営業日をいう。

(2) 期限前償還

いずれかの期限前償還判定日において、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量で、期限前償還判定価格(以下に定義される。)がトリガー価格(以下に定義される。)と等しいかそれを上回ると決定した場合、本債券は、関連ある期限前償還判定日の直後の期限前償還日において、そのすべて(一部は不可。)が、額面金額にて期限前償還される。

期限前償還が決定され次第、計算代理人は実務上可能な限り速やかに発行者および主支払代理人に対して通知する。その後、主支払代理人は実務上可能な限り速やかに下記「10 公告の方法」に従って本債権者に対して通知する。

計算代理人の期限前償還の前記当事者への通知の懈怠は、期限前償還の発生および効果の有効性に影響しない。ただし、これは、計算代理人の前記当事者への通知義務を減免するものではない。

本書中において、下記の用語は、以下の意味を有する。

- 「期限前償還判定価格」とは、 期限前償還判定日における対象株価指数終値をいう。
- 「期限前償還判定日」とは、 関連ある各期限前償還日の10取引所営業日前の日をいう。期限前償還判定日が障害日である場合は、当該期限前償還判定日はその直後の障害日でない取引所営業日とする。ただし、予定された期限前償還判定日に引続く2取引所営業日の各日が障害日である場合には、()当該2取引所営業日目を、当該日が障害日であることに拘わらず期限前償還判定日とみなし、また()計算代理人は、対象株価指数に組み込まれている各株式銘柄の当該2取引所営業日目の評価時刻現在の取引所の取引価格もしくは相場価格（障害日を生じさせる事由が当該2取引所営業日目に関連構成株式銘柄に関して生じている場合、当該2取引所営業日目の評価時刻現在の関連構成株式銘柄の価値の誠実な推測値）を使用して、最初の障害日の発生の直前に有効だった対象株価指数を算出するための計算式および方法に従い、当該2取引所営業日目の対象株価指数終値を決定する。
- 「期限前償還日」とは、 満期償還日を除く各変動利払日をいう。期限前償還日が営業日にあたらない場合には、翌営業日を期限前償還日とする。
- 「トリガー価格」とは、 当初価格の105%（小数第3位を四捨五入する。）をいう。

対象株価指数の廃止 / 計算方法の変更

()スポンサーが対象株価指数を計算、公表しない場合で計算代理人の承認する承継スポンサー（かかる承継スポンサーをスポンサーとみなす。）が対象株価指数を計算し、公表した場合、または()対象株価指数が、対象株価指数の計算で用いられる計算式および方法と同様もしくは実質的に同様と計算代理人が判断した計算式または方法を使って算出される後継の指数により代替される場合には、いずれの場面においても、かかる対象株価指数を承継する指数が対象株価指数とみなされる。

()スポンサーが、対象株価指数を計算するための計算式もしくは方法の著しい変更、もしくはその他の方法で対象株価指数を著しく変更する（以下「対象株価指数修正」という。構成株式や資本構成の変更ならびに他の慣例的事由が生じた場合に対象株価指数を維持するために必要な計算式もしくは方法における所定の修正を除く。）場合、もしくは対象株価指数が永久的に廃止され、対象株価指数を承継する指数も存在しない（以下「対象株価指数廃止」という。）場合、または、()スポンサーが対象株価指数を計算、公表しない（以下「対象株価指数障害」といい、対象株価指数修正および対象株価指数廃止と併せて、以下「対象株価指数調整事由」という。）場合、発行者は、下記(A)または(B)のいずれかの方法を取ることができる。（ただし、かかる義務を負うものではない。）

(A) 計算代理人に、かかる対象株価指数調整事由が本債券の条項に重大な影響を及ぼすか否かを決定するよう要求し、重大な影響を及ぼす場合には、計算代理人は、公表された対象株価指数の代わりに、修正、廃止または障害の直前に有効だった対象株価指数の水準を算出するための計算式および方法に従い、かかる対象株価指数調整事由の直前の対象株価指数を構成した株式銘柄のみを使って計算代理人が決定する対象株価指数を使い、対象株価指数水準を計算する。

かかる決定後、計算代理人は実務上可能な限り速やかに発行者および主支払代理人に対して通知する。その後、主支払代理人は実務上可能な限り速やかに下記「10 公告の方法」に従って本債権者に対して通知する。

(B) 下記「10 公告の方法」に従い、本債権者に対し通知を行い、本債券のすべて（一部は不可。）を、各本債券につき早期償還金額（下記「8 課税上の取扱い (1)スウェーデン王国の租税 ロ。」において定義する。）で償還する。

対象株価指数の訂正

スポンサーにより公表され、各変動利払日に支払われる利息額、満期償還金額または期限前償還の発生の計算または決定のために用いられる対象株価指数の値が、その後訂正され、その訂正が、当初の公表日直後の取引日までスポンサーにより公表される場合、計算代理人は、当初公表された対象株価指数の値に代えて、かかる訂正された対象株価指数の値を用いる。

拘束力を有する計算

計算代理人は、発行者と計算代理人との間で締結された計算代理人契約（以下「計算代理契約」という。）に従い、本債券に基づき支払われる一定の金額に関する計算および本書により詳細に明記されている一定の事項に関する決定をその単独の裁量により行うために計算代理人に任命された。

計算代理人による決定のために付与され、表明され、示され、または取得された証明書、交信、意見書、決定、計算および相場は、明白な誤謬がある場合を除き、発行者、主支払代理人および本債権者を拘束し、また、明白な誤謬のある場合を除き、計算代理人は、その規定に従ってなしたその権限、義務および裁量権の履行および行使に関して、発行者または本債権者に対して何らの義務を負わない。

計算代理人による通知は、計算代理契約に従ってなされた場合に通知されたものとみなされる。

計算代理人は、かかる決定および本債券に関連する事項の計算を、決定次第実務上できる限り早く、発行者および主支払代理人に通知し、主支払代理人は、その後実務上できる限り早く、「10 公告の方法」に従って、本債権者に対し、通知を行う。

免責

ストックス社、ドイツ取引所グループおよびそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、ユーロ・ストックス50®インデックスおよび本債券に関連して使用される関連商標のライセンス供与以外、発行者と何ら関係がない。

ストックス社、ドイツ取引所グループおよびそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは以下を行わない。

- ・本債券への出資、宣伝、販売または販売促進
- ・本債券またはその他の証券への投資の推薦
- ・本債券の設定の時期、数量または価格に関する決定につき、義務または責任を負うこと
- ・本債券の管理、運営またはマーケティングにつき、義務または責任を負うこと
- ・ユーロ・ストックス50®インデックスの決定、構成もしくは計算に関し、本債券もしくは本債券の所有者の要求を検討すること、またはかかる検討の義務を負うこと

ストックス社、ドイツ取引所グループおよびそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、本債券またはそのパフォーマンスに関し、いかなる保証もせず、過失の有無を問わずいかなる責任も負わない。

ストックス社は、本債券の購入者またはその他いかなる第三者との間でも、何らの契約関係も有していない。

特に以下の責任を負わない。

- ・ストックス社、ドイツ取引所グループおよびそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、明示的または暗示的を問わずいかなる保証もせず、以下のいずれについても責任を負わない。
 - ・本債券、本債券の所有者またはその他の者に対し、ユーロ・ストックス50®インデックスおよびユーロ・ストックス50®インデックスに含まれるデータの使用に関してもたらされる結果
 - ・ユーロ・ストックス50®インデックスおよびそのデータの正確性、適時性および完全性
 - ・ユーロ・ストックス50®インデックスおよびそのデータの特定の目的または使用に対する市場性および適切性
 - ・本債券の全般的なパフォーマンス
- ・ストックス社、ドイツ取引所グループおよびそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、ユーロ・ストックス50®インデックスまたはそのデータのいかなる過誤、脱漏または障害についていかなる保証もせず、何ら責任を負わない。
- ・いかなる状況にあっても、ストックス社、ドイツ取引所グループまたはそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、ユーロ・ストックス50®インデックスもしくはそのデータにおける、または本債券全般に関連する、かかる過誤、脱漏または障害の結果生じる逸失利益または間接的、懲罰的、特別もしくは

は結果的な損害もしくは損失につき、ストックス社、ドイツ取引所グループまたはそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーが、かかる損害または損失が起こりうることを認識していたとしても、過失の有無を問わず責任を負わない。

発行者、M U F Gセキュリティーズ（ヨーロッパ）とストックス社間のライセンス契約は、本債券の所有者またはその他の第三者の利益のためにではなく、発行者、M U F Gセキュリティーズ（ヨーロッパ）とストックス社の利益のためにのみ締結されている。

発行者、計算代理人、M U F Gセキュリティーズ（ヨーロッパ）およびその他の代理人は、ユーロ・ストックス50®インデックスまたはその承継ユーロ・ストックス50®インデックスの計算、維持または公表につき責任を負わない。

ユーロ・ストックス50®インデックスに関する情報

概 略

本書に記載されるユーロ・ストックス50®に関するすべての情報は公に入手可能な情報源に依拠している。かかる情報は、当該情報源に記載の通り、本書日付現在のストックス社の方針を反映しているものであり、かかる方針はストックス社の決定によって変更される。かかる情報の正確性および完全性においていかなる表明または保証もなされていない。

ユーロ・ストックス50®インデックスは、ユーロ・ストックス®指数に基づき、ユーロ圏のスーパーセクターの浮動株時価総額上位優良銘柄で構成されている指数である。当該指数は、ユーロ圏の8ヶ国（ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、オランダおよびスペイン）の50の銘柄から構成されている。ユーロ・ストックス50®インデックスは、上場投資信託、先物取引、オプション取引および仕組み商品のような全世界の幅広い投資商品の原資産として、その使用の許諾が金融機関に対して与えられている。

ユーロ・ストックス50®インデックスには3つのタイプ（価格、総売上および純利益）がある。基準値は1991年12月31日現在で1,000である。

構成銘柄の選定および管理

ユーロ・ストックスの地域別のスーパーセクター指数のそれぞれにおいて、銘柄は浮動株時価総額により順位が定められる。上位銘柄から順に、該当するユーロ・ストックス®・トータル・マーケット・インデックス（TMI）スーパーセクター・インデックスの浮動株時価の60パーセント程度がカバーされるようになるまで選定リストに加えられ、次順位の銘柄を加えることにより60パーセントに近づく限り、当該銘柄も選定リストに加えられる。その時点におけるすべてのユーロ・ストックス50®インデックスの銘柄が選定リストに加えられる。その後、選定リスト上のすべての銘柄は、浮動株時価総額で順位が定められ、最終指数選定リストを形成する。選定リスト上の上位の40銘柄は自動的に選定され、残りの10銘柄は、41位から60位の残りの銘柄の中から選抜される。もし銘柄数がそれでも50に達しない場合、残りの銘柄のうちの上位の銘柄から、50に達するまで選定される。

ユーロ・ストックス50®インデックスには、親指数であるユーロ・ストックス®指数の最低流動性基準が適用される。ユーロ・ストックス50®インデックスの構成銘柄は、毎年9月に再検討されている。再検討の基準日は8月の最終取引日である。

浮動株時価総額比率ファクター：構成銘柄は3ヶ月毎に上限浮動株時価総額比率10パーセントに制限されている。

銘柄の入替え：銘柄数を一定に保つために、削除される銘柄は、直ちに毎月更新される最新の選定リストに基づき入れ替えられる。

速やかな削除：構成銘柄はその適格性を確保するために、毎月継続して各月の選定リストの順位に基づいてあらゆる変更につきチェックされている。それにより生じた変更については、当該再検討の5取引日後の日の終了時に実施され、その直後の取引日に効力が発生する。

速やかな組入れ：直近の選定リストのすべての銘柄および新規株式公開されている銘柄は、速やかな追加のため3ヶ月毎に再検討される。銘柄が組み入れられる場合は、インデックス内の最下位の銘柄と入れ替えられる。

ユーロ・ストックス50®インデックスを構成する現行の銘柄リストはストックス社のウェブサイト（現在はwww.stoxx.com）において公表されている。ストックス社のウェブサイトに含まれている情報は本書に参照されおらず、また本書の一部を構成するものではない。

ユーロ・ストックス500®インデックスの計算に使用される各構成銘柄の浮動株要因は、3ヶ月毎に再検討され、その実施は3ヶ月毎の再検討日になされている。

ユーロ・ストックス500®インデックスの計算方法

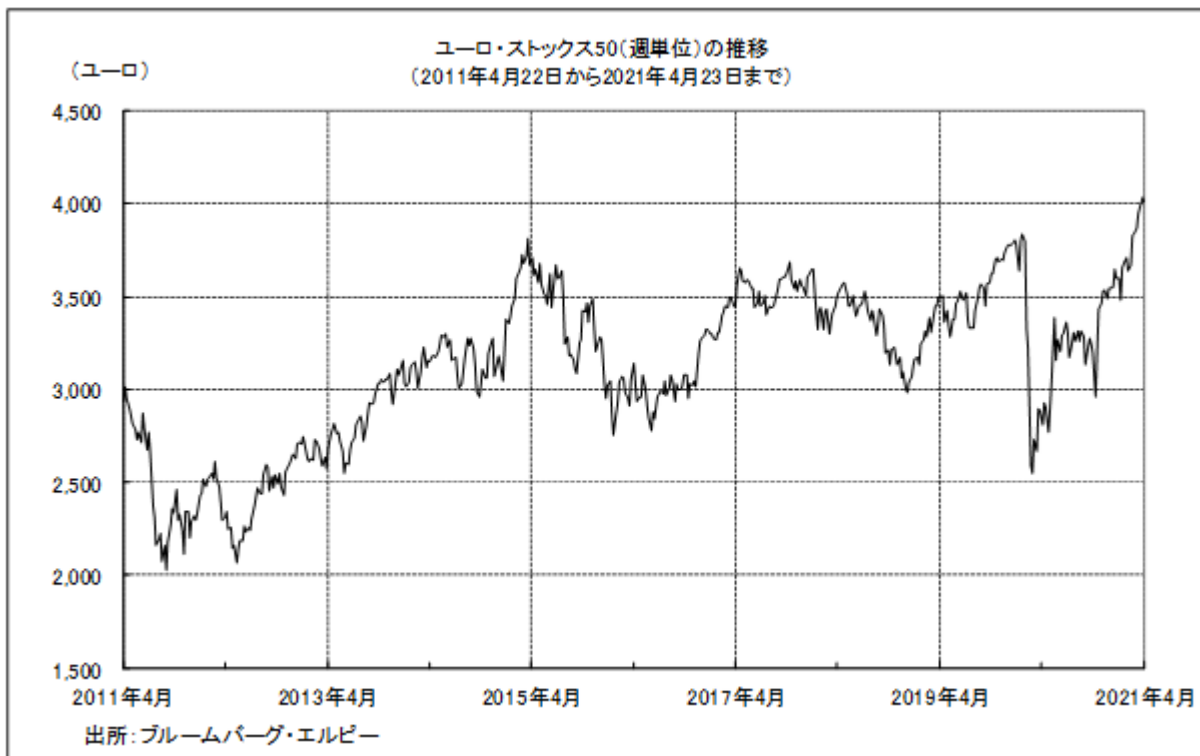
ユーロ・ストックス500®インデックスは「ラスパイレス算式」を使用して計算されており、構成銘柄の価格変動額の固定基準重量に対する比率を計算するものである。当該インデックスの固有の除数は、企業活動に由来する変化を受けてもユーロ・ストックス500®インデックスの価値の継続性を保つように調整されている。

ストックス社との間のライセンス契約

M U F Gセキュリティーズ（ヨーロッパ）は、ストックス社との間で締結した契約に基づき、本債券に関して、ストックス社が所有し公表するユーロ・ストックス500®インデックスにつき、対価を支払って使用する非独占的ライセンスおよび権限を付与されている。また、ストックス社は、発行者に対して、本債券に関してユーロ・ストックス500®インデックスを使用することを許諾している。

ユーロ・ストックス500®インデックスの過去の推移

下記のグラフは、2011年4月22日から2021年4月23日までの期間におけるユーロ・ストックス500®インデックスの終値を週単位で表したものである。ユーロ・ストックス500®インデックスの終値の過去の推移はユーロ・ストックス500®インデックスの将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。



2021年4月23日現在、ユーロ・ストックス500®インデックスの終値は、4,013.34ユーロであった。

(3) 税制変更による期限前償還

税制上の償還については、下記「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税 ロ。」を参照のこと。

(4) 買入消却

発行者はいつでもいかなる方法および価格でも本債券を買入れることができる。買入れられた本債券はこれを保有し、売却し、または発行者の選択により消却のため支払代理人に引渡すことができる。

4【元利金支払場所】

本債券の元利金支払代理人（以下「支払代理人」という。）および本債券の元利金の支払場所は以下のとおりである。

シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch) (主支払代理人)
連合王国 ロンドン E14 5LB カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター
(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

本債券の元利金の支払は、東京に所在する銀行における支払受領者が管理する円建口座への送金により行われる。

かかる支払は、下記「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税」の条項を害することなく、()適用ある法域において適用される財政その他に関する法令・規則、()合衆国内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または同法第1471条から第1474条までの規定（以下「FATCA」という。）、かかる規定に基づく規則もしくは契約、かかる規定の公的解釈もしくはかかる規定に関する政府間取組を実施する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除、および()合衆国内国歳入法第871(m)条に従い要求される源泉徴収もしくは控除に服する。

確定債券に関する元金の支払は、上記の方法により、確定債券の呈示に対してのみ行われる。また確定債券に関する利息の支払は、上記の方法により、利札（本債券についての利札を以下「利札」という。）の呈示に対してのみ行われる。いずれの場合も、いずれかの支払代理人のアメリカ合衆国外における指定事務所において行われる。

本債券が大券により表章されている場合の本債券に関する元利金の支払は、確定債券に関する上記の方法または当該大券上に特定された方法により、支払代理人のアメリカ合衆国外における指定事務所において、該当する場合は大券の提出または（場合により）呈示に対して行われる。各支払の記録は、支払代理人によりまたは該当する場合はユーロクリア・バンク・エス・アーノエヌ・ブイ（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・エス・アー（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）の記録において、元金および利金の支払を区別して当該大券上になされる。

大券の所持人は、当該大券により表章される本債券に関する支払を受領する権利を有する唯一の者であり、発行者は各支払金額に関し当該大券の所持人に対しまたはその指図に従い支払をなせば当該支払義務につき免責される。本債券の実質的所有者としてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの記録に記載されている各人は、当該大券の所持人に対しまたはその指図に従い発行者が支払った支払金額のうちその者の持分について、ユーロクリアまたは（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルグのみに請求できる。当該大券の所持人以外の者が、当該大券につき支払われるべき金員に関し発行者に対して請求することはできない。

本債券または利札に関する金員の支払期日が、支払営業日（以下に定義される。）にあたらぬ場合、本債権者は、翌支払営業日まで当該場所において支払を受領することができないものとする。なお、かかる遅延に関して追加の利息その他の支払はなされないものとする。本書において、「支払営業日」とは、（本債券が確定様式の場合に限り）当該本債券または利札の呈示が行われた場所ならびに、東京、ロンドンおよびニューヨーク市において商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行い、一般業務（外国為替取引および外貨建預金を含む。）を行っている日をいう。

5【担保又は保証に関する事項】

本債券または利札は、発行者の直接、無条件、一般かつ（下記の場合を除き）無担保の債務であり、それらの中で優先することなく、発行者のその他すべての現在および将来の未払かつ無担保で非劣後の債務と同順位とする。

本債券が未償還である限り、発行者は、現在または将来において、いかなる対象債務（以下に定義される。）を担保するためにも、発行者の現在または将来の事業、持分、資産もしくは収入（払込未請求資本を含む。）に対し抵当権、先取特権、質権、負担その他の担保権（以下「担保権」という。）を設定せず、または担保権を設定せしめない。ただし、発行者が担保権を新たに設定する場合には設定と同時にもしくはその前に、またそれ以外の場合には速やかに、以下のいずれかを確実にするために必要な一切の行為を行う場合はこの限りではない。

(a) 本債券および利札に基づき支払われるべき一切の金員が、当該担保権によりかかる対象債務と同等かつ同順位に担保されること。

(b) 債権者集会の特別決議（行使議決権の4分の3以上の多数により適法に可決された決議として下記「11 その他（4）代理契約」記載の代理契約に定義される。）により承認されたその他の担保権もしくは取決め（担保権の設定を含むか否かを問わない。）が提供されること。

上記の「対象債務」とは、以下の意味を有する。

()ノート、ボンド、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ローン・ストックまたはその他の証券に関する現在または将来の債務（元本、プレミアム、利息またはその他の金員であるかどうかを問わない。）で、金融商品取引所、店頭市場その他の有価証券市場において値付けされ、上場されまたは値付け、上場もしくは通常取引されうるもの、および()かかる債務の保証または補償。

本債券および利札は、代理契約別紙8の保証状（以下「保証状」という。）の様式に大要が規定される保証の利益を享受する。

発行日現在における保証人（以下「当初保証人」と総称する。）は、日付の詳細、様式その他の詳細とともに本債券に適用される最終条件書に規定される。スウェーデンのその他のリジョンおよびコミュン（それぞれ、日本の都道府県および市町村に相当する。）は、後日、保証人になることができ、当初保証人とともに本書において「保証人」と呼称される。いずれかの者が保証人になった場合には、本債券に関するその時々保証人の詳細は主支払代理人および支払代理人の指定事務所において適宜入手可能となる。

保証状に基づく各保証人の義務は連帯であり、かかる保証人の直接、無条件、一般および無担保の義務を構成し、当該保証人の他のすべての現在および将来の、未払かつ無担保で非劣後の債務と同順位となる。発行者が本債券に関する義務の履行を怠った場合には、発行者およびその他の保証人に対する手続きを要することなく、スウェーデンの裁判所において、各保証人との関係で個別に保証状を強制することができる。

いかなる保証人およびその資産も、スウェーデンの裁判所に持ち込まれる法手続に関して主権免責またはその他の免責の対象とならない。いかなる保証人もスウェーデンの現行法下において保証状に基づき支払われる金額から控除または源泉徴収を要求されることはない。

6【債券の管理会社の職務】

債券の管理会社は任命されていない。ただし、主支払代理人が任命されており、かかる主支払代理人の職務は以下のとおりである。

- (1) 発行者から元利金の支払資金を受領し、支払代理人に送金する。
- (2) 下記のとおり、本債権者からの期限の利益喪失通知を受領する。

以下に掲げる事由（以下「期限の利益喪失事由」という。）のいずれかが発生し、継続している場合、本債権者のいずれも、（主支払代理人の指定事務所宛の）発行者に対する書面での通知により、主支払代理人による当該通知の受領の日を効力発生の日として、その保有する本債券に関し直ちに期限が到来し支払われるべき旨の宣言をすることができる。かかる宣言により、当該本債券は直ちに額面金額に支払の日までの経過利息（もしあれば）を付して、いかなる呈示、要請、異議またはその他通知を要求されることなく償還される。

- () 発行者が本債券の元本またはいずれかの利息の該当する通貨による支払を10日間を超える期間怠った場合。
- () 発行者が本債券に関する債券の要項に規定したその他の義務の履行を怠り、かかる不履行の通知が発行者に対して（主支払代理人の事務所において）なされた後21日を経過してもなお当該不履行が治癒されない場合。
- () 発行者の借入れ（以下に定義される。）がその債務不履行の結果として期限の利益を喪失した場合、または借入れが支払期日にもしくは適用される猶予期間内に支払われない場合。ただし、本項記載のいずれかの事由が発生しても、当該借入れまたはその他関連する債務のいずれかが単独で、あるいはその他の借入れおよび/または発生しかつ継続しているその他の事由（もしあれば）のすべてに関連するその他の債務との合計で3,000万ユーロ（または他の通貨におけるその相当額）を超えない場合は、期限の利益喪失事由を構成しない。
- () 発行者の解散もしくは清算の命令が発せられた場合またはそのための有効な決議がなされた場合、管轄裁判所が発行者に対し破産もしくは支払不能を宣言またはその旨判断した場合、発行者がその業務の全部もしくは重要な部分を停止するまたは停止するおそれのある場合、またはその資産の全部もしくは重要な部分を処分するまたは処分するおそれのある場合。
- () 発行者が支払期日にその負債を支払えない場合、担保権者が発行者の財産の全部もしくは重要な部分を取得した場合、発行者がその債権者一般のための財産譲渡を行った場合、適用ある破産、支払不能等に関連する法律に基づき発行者についてその破産もしくは支払不能の宣告、支払猶予もしくは和議、または発行者の破産も

しくは支払不能におけるもしくはその財産の重要な部分に関する清算人もしくは財産管理人（もしくは同様の役職者）の任命を求める司法手続が提起されもしくはその他の手続が講ぜられ、かつかかる手続が30日以上有効となっている場合、または支払の停止を求めもしくはこれを認める命令がなされた場合もしくはその有効な決議が発行者によりなされた場合。

- () 本債券に関する発行者の債務に関するすべての保証人について保証状が完全な効力を消失した場合、または保証人すべてが当該保証状が完全な効力を有しない旨主張する場合。

上記「借入れ」とは、(a)借入金、(b)手形の引受けもしくは引受与信に基づくまたはそれに関する債務、または(c)募集、発行もしくは分売されたあらゆるノート、ボンド、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ローン・ストックその他の証券（公募、私募、交換募集その他を問わない。また、発行の際の対価が全額現金であるかどうかまたは一部が現金以外の対価をもって発行されたかを問わない。）に関する現在もしくは将来の負債（元本、プレミアム、利息またはその他の金員であるかどうかを問わない。）を意味する。

7【債権者集会に関する事項】

債権者集会に関する規定は代理契約において規定されている。

発行者は随時、また本債券の元本残高の5%以上を有する本債権者の書面による要求の場合は必ず、債権者集会を招集し、本債権者の利益に影響を及ぼす事項（特別決議（投じられた議決権の4分の3以上の多数により可決された決議を指す。）による本債券の要項の変更を含む。）を審議するものとする。債権者集会において特別決議を可決するための定足数は、本債券の元本残高の過半数を保有または代表する1名以上の者、または同延会においては、保有または代表される本債券の元本金額の如何にかかわらず、本債権者本人または代理人1名以上の者とする。ただし、本債券の要項の一定の変更（本債券の償還期限もしくは利払いの日の変更、元本額もしくは利率の減免、本債券もしくは利札の支払通貨の変更、または発行者により作成された誓約証書（以下「誓約証書」という。）の一定の変更を含む。）を議題とする集会はこの限りではなく、その場合の特別決議の定足数は、本債券の元本残高の3分の2以上または同延会においては3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。代理契約は、()代理契約に従い適法に招集および開催された債権者集会において、行使された議決権数の4分の3以上の多数により可決された決議、()本債券の元本残高の4分の3以上を有する債権者によってまたはかかる債権者のために署名された、書面による決議および()本債券の元本残高の4分の3以上を有する債権者によってまたはかかる債権者のために、（主支払代理人が満足する形式で）関連決済機関を通じて電子同意の方法で与えられた合意は、いずれの場合も債権者集会の特別決議として有効である、と規定している。債権者集会において可決された特別決議は、当該集会に出席したかどうかを問わず、また当該決議に投票したかどうかを問わず、すべての本債権者および利札の所持人（以下「利札所持人」という。）を拘束する。

8【課税上の取扱い】

(1) スウェーデン王国の租税

イ．本債券および利札に関する発行者による一切の支払は、スウェーデンもしくはその下部行政区画によりもしくはそのために、またスウェーデンのもしくはその域内の課税当局によりもしくはそのために、現在または将来賦課される一切の種類の公租公課、徴税金、税金または課徴金（以下「公租公課」という。）を源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる公租公課の源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りではない。かかる場合、発行者は、かかる源泉徴収または控除後に本債権者または利札所持人が受領する金額（純額）が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債券または利札に関して受領されるはずであった金額と等しくなるように、それぞれ必要な追加額を支払う。

ただし、以下の場合、本債券または利札に関して、かかる追加額は支払われないものとする。

- () 本債券または利札の保有のみを理由とする以外に、スウェーデンと関連性を有することを理由として、本債券もしくは利札に関する公租公課が課される本債権者もしくは利札所持人、またはかかる本債権者もしくは利札所持人を代理する第三者により呈示される場合。
- () 関連税務当局に対し、課税免除のために非居住者である旨の宣言または同様の要求をすることにより、かかる源泉徴収もしくは控除に服さない本債権者もしくは利札所持人により、またはかかる本債権者もしくは利札所持人を代理する第三者により呈示される場合。
- () 関連日（以下に定義される。）から30日を経過した後に呈示される場合。ただし、本債権者または利札所持人がかかる30日の期間の最終日に（当該日が支払営業日であったことを前提として）支払のために本債券

または利札を呈示したならば当該追加額を受領する権利を有していた場合には、その範囲で本号の適用は除外される。

() スウェーデンにおいて支払のために呈示される場合。

本書のいかなる記載にもかかわらず、発行者、支払代理人または他のいかなる者も、FATCA、FATCAを実施する条約、法令もしくは他の公的ガイドライン、または発行者、支払代理人もしくは他の者と米国、他の該当する法域もしくはFATCAを実施する、それらの当局との間の契約により本債券につきまたはかかる本債券に関して課される源泉徴収または控除に関する追加額を支払う必要はない。

「関連日」とは、一切の支払に関して期日が最初に到来する日を指す。ただし、主支払代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員を全額受領しなかった場合、かかる金員を全額受領し、下記「10 公告の方法」に従いその旨の通知が本債権者に対して適法に付与された日を指す。

ロ.()スウェーデン、その下部行政区画、またはスウェーデンのもしくはその域内の課税当局の法令の変更もしくは改正、またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更(発行日以降に効力を生じた変更または改正に限る。)の結果、発行者が本債券に関する次回の支払期日に上記に従って追加額の支払義務を負い、かつ()発行者がその利用することのできる合理的な手段を用いても当該義務を回避することができない場合には、(下記「10 公告の方法」に従い)30日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は取消不能とする。)を主支払代理人および本債権者に対して付与することにより、発行者は、その選択により本債券の全部(一部は不可)を、(x)固定利息期間においては随時、(y)変動利息期間においては利払日に償還することができる。ただし、かかる償還の通知は、本債券に関する支払期日が到来したとすれば発行者が当該追加金を支払うことを要した最初の日から90日より前には行わないものとする。

本節に基づく償還の通知を行う前に、発行者は、上記()の要件が本債券に関する次回の支払期日に適用され、発行者がその利用することのできる合理的な手段を用いても当該追加額の支払義務を回避することができない旨の発行者の取締役2名が署名した証明書および発行者がかかる変更または改正の結果追加額の支払義務を負う旨の周知された独立の法律顧問の意見書を、主支払代理人に交付する。

本ロ.に従って償還される本債券は、早期償還金額(以下に定義される。)で償還される。

「早期償還金額」とは、裏付けとなる、または関連するヘッジおよび調達の実施(本債券に基づく発行者の義務をヘッジするエクイティ・オプション、エクイティ・スワップまたはその他のあらゆるタイプの手段を含むが、それに限られない。)(以下「関連ヘッジ契約」という。)を解約するために発行者が負担するのに相当する費用を十分考慮して、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により誠実に、かかる早期償還直前における本債券の公正な市場価格として決定する円貨額である。ただし、早期償還に至った税制上の事由は考慮しない。早期償還金額の決定のために経過利息は支払われないが、各本債券の公正な市場価格の計算において考慮される。

(2) 日本国の租税

以下は本債券に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令(以下「日本国の税法」という。)上、本債券は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本国の税法上、本債券が公社債として取り扱われなかった場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本国の税法上、本債券のように支払が不確定である債券に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ債券については、ある特定の条件下においては、当該債券を保有する法人では、その債券を当該構成要素別に区分し、処理を行うことを認める見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本債券にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する取扱いを新たに決めたり、あるいは日本の税務当局が日本国の税法について異なる解釈をし、その結果本債券に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

() 本債券は、特定口座において取り扱うことができる。

- () 本債券の利息は、一般的に利子所得として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上15.315%（所得税および復興特別所得税の合計）の源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。
- () 本債券の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本債券の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
- () 日本国の居住者は、本債券の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。
- () 外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本債券に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本債券の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

9【準拠法及び管轄裁判所】

代理契約、本債券および利札、誓約証書ならびにこれらに関しまたはこれらに関連して生じる契約外の義務は英国法に準拠するものとし、これに従って解釈される。

発行者は、本債権者および利札所持人のために、英国の裁判所が代理契約、本債券および/もしくは利札に関しまたはこれらに関連して生じる一切の紛争（代理契約、本債券および/または利札に関しまたはこれらに関連して生じる契約外の義務に関する紛争を含む。）を解決する管轄権を有し、それゆえ代理契約、本債券および/もしくは利札に関しまたはこれらに関連して生じる一切の訴訟、訴えまたは手続（代理契約、本債券および/もしくは利札に関しまたはこれらに関連して生じる契約外の義務に関する訴訟、訴えまたは手続を含む。）（以下「司法手続」と総称する。）が英国の裁判所に提起されうることに、取消不能の形で同意する。発行者は、司法手続に係る英国の裁判所の管轄権に対し異議を申立てること、および不都合な裁判地において司法手続が提起されたと主張することを取消不能の形で放棄する。また英国の裁判所に提起された司法手続においてなされた判決が、最終的な判断として発行者を拘束し、その他一切の裁判所において強制力を有するものであることに、取消不能の形で同意する。本項は、発行者に対してその他の管轄裁判所において、司法手続を遂行する権利を制限するものではなく、また同時であるかどうかを問わず、1ヶ所または複数の管轄地における司法手続の遂行により、その他の管轄地における司法手続の遂行が妨げられるものではない。

発行者は、司法手続に関する英国における書類の送達受領代理人として、ビジネス・スウェーデン・スウェーデン貿易投資公団（Business Sweden - The Swedish Trade & Invest Council）の英国事務所（現在はロンドン W1H 2AG、アッパー・モンタギュー・ストリート5（5 Upper Montagu Street, London W1H 2AG））に所在する。）を指定する。また同公団が送達受領代理人でなくなった場合には、他の者を送達受領代理人として指定する。

10【公告の方法】

本債権者に対する通知は、ロンドンにおいて通常発行されている主要日刊紙（ファイナンシャル・タイムズ紙を予定）に公告された場合、有効に行われたものとみなされる。上記のように行われた公告は、当該日刊紙に最初に公告された日に有効に行われたものとみなされる。

確定債券が発行される時点までは、大券の全部がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグにより保有されている限り、かかる日刊紙における公告に代えて、本債権者に伝達するためにユーロクリアおよびクリアストリー

ム・ルクセンブルグに対し当該通知が送達される場合がある。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグが通知を受領した日に本債権者に対して行われたものとみなされる。

11【その他】

(1) 時効

本債券および利札は、関連日（前記「8 課税上の取扱い（1）スウェーデン王国の租税」に定義される。）から元金については10年以内に、利息については5年以内に、元金および/または利息に関して請求がなされない場合に失効する。

(2) 本債券および利札の代替

本債券または利札は、紛失、盗取、毀損、汚損または破棄の場合、代り券の請求者がそれに関する費用を支払い、かつ発行者が要求する証拠および補償に関する条件を満たした場合、主支払代理人の指定事務所において代り券を取得することができる。毀損または汚損した本債券または利札は、その代り券が交付される前にこれを提出されなければならない。

(3) その後の発行

発行者は随時、本債権者または利札所持人の同意なしに、すべての点（当該債券の最初の利払いの金額および期日を除く。）で本債券と同一の要項を有し、その結果未償還の本債券と合わせて一つのシリーズを構成する債券をさらに成立させ、発行することができる。

(4) 代理契約

本債券は、ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに関する、発行者、主支払代理人および当該契約に記載のその他の当事者間の修正再規定代理契約（以下「代理契約」という。）に基づいて発行される。

(5) 債券の形態

本債券は、当初、仮大券により表章されるものとし、仮大券は、発行日までにユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの共通保管機関に預託されるものとする。かかる仮大券は、仮大券の発行日から40日以降に、実質的所有者が米国人でないことを示す証明書の交付時に恒久大券と交換される。恒久大券は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの両方が、（法律上またはその他の休日による場合を除き）継続して14日以上業務を閉鎖し、または恒久的に業務を中止する意思を公表しもしくは実際に業務を中止し、かつ承継する決済機関が利用し得ない旨の通知を発行者が受けた場合には、その全部（一部は不可）につき確定債券に利札を付して（無償にて）交換される。

(6) スウェーデンの法定損失吸収権限の承知

本債券のいかなる他の条項または発行者と本債権者間における、いかなる他の契約、取決めもしくは了解にかかわらず、また、それらを除き、本債券の取得を以て、各本債権者は本債券における責任が、関連破綻処理当局（以下に定義される。）によるスウェーデンの法定損失吸収権限（以下に定義される。）の行使による制約を受けることがあることを承知しかつ受諾し、また以下に制約されることについて承知し、受諾し、同意しかつ合意する。

- () 関連破綻処理当局による、いかなるスウェーデンの法定損失吸収権限の行使の効果。当該行使は、以下のいずれかまたはそれらの組合せを含み、また結果としてこれらを招来することがあるが、それらに限定されない。
 - (イ) 本債券についての該当金額（以下に定義される。）の全部または一部の削減
 - (ロ) 本債券についての該当金額の全部または一部の、発行者もしくはその他の者の株式、その他の証券もしくはその他の義務への転換、本債権者へのかかる株式、証券または義務の発行または授与（本債券の要項の改定、変更または改変の手段によるものを含む。）
 - (ハ) 本債券または本債券についての該当金額の消却
- (二) 本債券につき支払われる利息の金額または利息の期限が到来する日の改定（一時的な支払の停止を含む。）

- () 関連破綻処理当局によるスウェーデンの法定損失吸収権限の行使を発効するために、関連破綻処理当局が必要とみなす本債券の要項の改変

上記において、以下の用語は以下の意味を有する。

「BRRD」とは、2014年5月15日付の金融機関および投資会社の破綻処理および再生に関する欧州議会および欧州連合理事会の指令（2014/59/EU）で、2014年6月12日付で欧州連合（EU）官報で公告されたもの（または、場合により、かかる指令に移行またはかかる指令を実施するスウェーデンの法律）（随時改正され、または差し替わる。）をいう。

「該当金額」とは、本債券の残存元本金額と未払経過利息および追加額で本債券につき期限が到来しているものをいう。かかる金額についての言及は、関連破綻処理当局によるスウェーデンの法定損失吸収権限の行使前に期限が到来しているが未だ支払われていない金額を含む。

「関連破綻処理当局」とは、発行者に関し、スウェーデンの法定損失吸収権限を行使する権限を有する破綻処理当局をいう。

「スウェーデンの法定損失吸収権限」とは、元本削減、転換、譲渡、変更、停止または同様のもしくは関連の権限で、() BRRD (破綻処理法 (Lagen (2015:1016 om resolution))) を含むが、これに限定されない。() (随時改正され、または差し替わる。) の移行および() BRRDの下で構築される手段、規則および基準に関し、発行者(もしくは発行者の関係者)の義務が、削減され、消却され、変更されまたは発行者もしくは他の者の株式、他の証券もしくは他の義務に転換されるかまたは一時的に停止されることが規定される、スウェーデン王国において効力を有する法律、規制、規則または要件の下で随時存在し、行使されるものをいう。

本債券について関連破綻処理当局によるスウェーデンの法定損失吸収権限の行使は、期限の利益喪失事由を構成することにはならず、本債券の要項は本債券の残存元本金額または本債券に関して支払われる残存金額に対して継続して適用するものとするが、元本の削減を反映するために支払われる利息の金額の変更、および関連破綻処理当局が適用ある法律および規制に従って決定することができる条項の追加の変更を受ける。

第3【資金調達目的及び手取金の使途】

該当なし。

第4【法律意見】

会社の最高法務責任者であるイェンス・ラーション氏により、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 会社はスウェーデン法に基づき適法に設立され存続している法人である。
- (2) 訂正発行登録書および発行登録追補書類に記載された本債券の売出しは会社によって認められており、スウェーデン法上適法であり、本債券の発行に関し、会社に対し要求されている政府の同意、許可もしくは承認はすべて取得されている。
- (3) 会社および代理人による関東財務局長に対する訂正発行登録書および発行登録追補書類の提出は適法に授權されており、スウェーデン法上適法である。

第5【その他の記載事項】

発行者のロゴおよび名称、本債券の名称ならびに売出人の一部または全部の名称が発行登録目論見書の表紙に記載される。

さらに発行登録目論見書の表紙裏に、次の記載がなされる。

「本債券の満期償還金額および償還時期は、対象株価指数の変動により影響を受けることがあります。また、本債券の2021年11月12日以降の各利払日に適用される利率についても、対象株価指数の変動により差異が生じます(「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項」をご参照ください。)

本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、自身の独立した法務、税務、会計等の専門家の助言を受けるべきであり、本債券の投資に伴うリスクを理解し、かかるリスクに耐えうる投資家のみが本債券に対する投資を行ってください。」

「(注) 発行者は、他の債券の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の債券の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本債券の内容のみ記載しております。」

さらに、発行登録の「これまでの売出実績」として、本訂正発行登録書提出時点で提出されている発行登録追補書類の実績（発行登録追補書類番号2 - 外債1 - 1から同2 - 外債1 - 23まで）が、発行登録目論見書の「表紙」と題するページの「発行登録書の内容」の見出しと「縦覧に供する場所」の見出しの間に掲載される。

< 本債券以外の債券に関する情報 >

さらに、本債券に関し、以下の記載が、発行登録書の「第二部 参照情報」の本文の後に追加・挿入される。

<スウェーデン地方金融公社 2026年5月12日満期 期限前償還条項付 ユーロ・ストックス50@連動デジタルクーポン 円
建債券に関する情報>

第三部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

本債券は、各変動利払日に支払われる利息額、期限前償還の有無および満期償還金額がユーロ・ストックス50@インデックスの水準により決定されるため、ユーロ・ストックス50@インデックスについての開示を必要とする。

2【当該指数等の推移】

ユーロ・ストックス50@インデックスの過去の推移（終値ベース）

（単位：ユーロ）

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	
	最高	3,290.52	3,697.40	3,672.29	3,782.27	3,865.18	
最低	2,680.35	3,230.68	2,937.36	2,954.66	2,385.82		
最近6ヶ月間の 月別最高・最低値	月別	2020年 11月	2020年 12月	2021年 1月	2021年 2月	2021年 3月	2021年 4月
	最高	3,527.79	3,581.37	3,645.05	3,734.20	3,926.20	4,032.99
	最低	3,019.54	3,448.68	3,481.44	3,530.85	3,669.54	3,940.46

ただし、2021年4月は4月23日まで。

出典：ブルームバーグ・エルピー

ユーロ・ストックス50@インデックスの終値の過去の推移はユーロ・ストックス50@インデックスの将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。